議案第４４号

南あわじ市スポーツセンター条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市スポーツセンター条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成３０年２月２３日提出

南あわじ市長　守　本　憲　弘

南あわじ市条例第　　号

南あわじ市スポーツセンター条例の一部を改正する条例

南あわじ市スポーツセンター条例（平成17年南あわじ市条例第89号）の一部を次のように改正する。

第２条の表南あわじ市西淡社会教育センターの項中「・格技室」を削る。

別表中第１号ア）の表を次のように改める。

ア）　体育館

使用区分	基本使用料	摘要
高校生以下	100円	バレーボールコート１面・１時間当たり
一般	200円	
スポーツ以外	1,000円	
照明設備	500円	

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

南あわじ市スポーツセンター条例新旧対照表

<table>
<tr><th>現　　行</th><th>改　正　案</th><th>備　考</th></tr>
<tr>
<td>
第１条　略
（名称、施設及び位置）
第２条　スポーツセンターの名称、施設及び位置は、次のとおりとする。
<table>
<tr><th>名称</th><th>施設</th><th>位置</th></tr>
<tr><td>南あわじ市西淡社会教育センター</td><td>体育館・格技室・テニスコート・運動場</td><td>南あわじ市松帆古津路970番地71</td></tr>
<tr><td colspan="3">南あわじ市西淡グラウンド～南あわじ市文化体育館　略</td></tr>
</table>
第３条～第13条　略
別表（第８条関係）
(1)　南あわじ市西淡社会教育センター使用料
ア）　体育館・格技室
<table>
<tr><th colspan="2">使用区分</th><th>基本使用料</th><th>摘要</th></tr>
<tr><td rowspan="4">体育館</td><td>高校生以下</td><td>100円</td><td rowspan="4">バレーボールコート１面・１時間当たり</td></tr>
<tr><td>一般</td><td>200円</td></tr>
<tr><td>スポーツ以外</td><td>1,000円</td></tr>
<tr><td>照明設備</td><td>500円</td></tr>
<tr><td colspan="2">格技室</td><td>200円</td><td>１時間当たり</td></tr>
</table>
イ）・ウ）　略
(2)以下　略
</td>
<td>
第１条　略
（名称、施設及び位置）
第２条　スポーツセンターの名称、施設及び位置は、次のとおりとする。
<table>
<tr><th>名称</th><th>施設</th><th>位置</th></tr>
<tr><td>南あわじ市西淡社会教育センター</td><td>体育館・テニスコート・運動場</td><td>南あわじ市松帆古津路970番地71</td></tr>
<tr><td colspan="3">南あわじ市西淡グラウンド～南あわじ市文化体育館　略</td></tr>
</table>
第３条～第13条　略
別表（第８条関係）
(1)　南あわじ市西淡社会教育センター使用料
ア）　体育館
<table>
<tr><th>使用区分</th><th>基本使用料</th><th>摘要</th></tr>
<tr><td>高校生以下</td><td>100円</td><td rowspan="4">バレーボールコート１面・１時間当たり</td></tr>
<tr><td>一般</td><td>200円</td></tr>
<tr><td>スポーツ以外</td><td>1,000円</td></tr>
<tr><td>照明設備</td><td>500円</td></tr>
</table>
イ）・ウ）　略
(2)以下　略
</td>
<td></td>
</tr>
</table>

議案第４５号

南あわじ市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成３０年２月２３日提出

南あわじ市長　守　本　憲　弘

南あわじ市条例第　　号

南あわじ市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例

南あわじ市青少年問題協議会条例（平成17年南あわじ市条例第81号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項中第１号を削り、第２号を第１号とし、第３号を第２号とし、第４号を第３号とする。

第４条中「前条第２項第３号及び第４号」を「前条第２項第２号及び第３号」に改める。

附　則

この条例は、平成30年４月１日から施行する。

南あわじ市青少年問題協議会条例新旧対照表

現　　行	改　正　案	備　考
第１条・第２条　略 （組織） 第３条　略 ２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。 (1)　市議会議員 (2)　略 (3)　略 (4)　略 （任期） 第４条　前条第２項第３号及び第４号の委員の任期は、２年とする。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 ２　略 第５条以下　略	第１条・第２条　略 （組織） 第３条　略 ２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。 (1)　略 (2)　略 (3)　略 （任期） 第４条　前条第２項第２号及び第３号の委員の任期は、２年とする。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 ２　略 第５条以下　略	

議案第４６号

南あわじ市青少年育成センター条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市青少年育成センター条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成３０年２月２３日提出

南あわじ市長　守　本　憲　弘

南あわじ市条例第　　号

南あわじ市青少年育成センター条例の一部を改正する条例

南あわじ市青少年育成センター条例（平成17年南あわじ市条例第228号）の一部を次のように改正する。

第２条中「南あわじ市湊90番地１」を「南あわじ市市善光寺22番地１」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

南あわじ市青少年育成センター条例新旧対照表

現　　行	改　正　案	備　考
第１条　略 （位置） 第２条　育成センターの位置は、南あわじ市湊90番地１とする。 第３条以下　略	第１条　略 （位置） 第２条　育成センターの位置は、南あわじ市市善光寺22番地１とする。 第３条以下　略	

議案第４７号

南あわじ市公民館条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市公民館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成３０年２月２３日提出

南あわじ市長　守　本　憲　弘

南あわじ市公民館条例新旧対照表

<table>
<tr><th>現　　行</th><th>改　正　案</th><th>備　考</th></tr>
<tr>
<td>
別表第１　略
別表第２（第９条関係）
<table>
<tr><th rowspan="3">公民館名</th><th rowspan="3">施設名</th><th colspan="2">使用料（１時間当たり・円）</th></tr>
<tr><th>昼間</th><th>夜間</th></tr>
<tr><th>午前９時から午後５時まで</th><th>午後５時から午後10時まで</th></tr>
<tr><td colspan="4">中央公民館～賀集地区公民館　略</td></tr>
<tr><td rowspan="4">北阿万地区公民館</td><td colspan="3">調理室・会議室１　略</td></tr>
<tr><td>会議室２</td><td>250</td><td>300</td></tr>
<tr><td colspan="3">和室　略</td></tr>
<tr><td>多目的ホール</td><td>1,550</td><td>1,900</td></tr>
<tr><td colspan="4">潮美台地区公民館～灘地区公民館　略</td></tr>
</table>
備考　略
</td>
<td>
別表第１　略
別表第２（第９条関係）
<table>
<tr><th rowspan="3">公民館名</th><th rowspan="3">施設名</th><th colspan="2">使用料（１時間当たり・円）</th></tr>
<tr><th>昼間</th><th>夜間</th></tr>
<tr><th>午前９時から午後５時まで</th><th>午後５時から午後10時まで</th></tr>
<tr><td colspan="4">中央公民館～賀集地区公民館　略</td></tr>
<tr><td rowspan="5">北阿万地区公民館</td><td colspan="3">調理室・会議室１　略</td></tr>
<tr><td>会議室２</td><td>150</td><td>200</td></tr>
<tr><td>会議室３</td><td>250</td><td>300</td></tr>
<tr><td colspan="3">和室　略</td></tr>
<tr><td>多目的ホール</td><td>1,350</td><td>1,650</td></tr>
<tr><td colspan="4">潮美台地区公民館～灘地区公民館　略</td></tr>
</table>
備考　略
</td>
<td></td>
</tr>
</table>

南あわじ市条例第　　号

南あわじ市公民館条例の一部を改正する条例

南あわじ市公民館条例（平成17年南あわじ市条例第82号）の一部を次のように改正する。

別表第２北阿万地区公民館の部中

「

会議室２	250	300

」を

「

会議室２	150	200
会議室３	250	300

」に

改め、同部多目的ホールの項中「1,550」を「1,350」に、「1,900」を「1,650」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成30年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の南あわじ市公民館条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料から適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第４８号

権利の放棄について

淡路島３市が共同で実施する淡路関空航路就航支援事業の財源として充当するため、淡路広域行政事務組合淡路ふるさと市町村圏基金条例（平成２年２月１９日条例第１号）第２条第２項の規定に基づき、旧緑町、旧西淡町、旧三原町及び旧南淡町が出資した出資金に係る返還請求権を次のとおり放棄しようとする。

よって、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１０号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成３０年２月２３日提出

南あわじ市長　守　本　憲　弘

１　放棄しようとする権利の種類

淡路広域行政事務組合淡路ふるさと市町村圏基金条例第２条第２項の規定に基づく出資金の返還請求権

２　放棄しようとする権利の額

１２，６０９，５２４円

３　附帯条件

淡路関空航路就航支援事業の終了時において、事業費４５，０００，０００円に不用額が生じた場合は、放棄した権利の額が実績事業費に相応した金額となるよう、上記２の金額を、議決により減額することができるものとする。

【議案資料】

淡路広域行政事務組合「淡路ふるさと市町村圏基金」に関する資料
（淡路関空航路就航支援事業に係る財源活用）

■淡路ふるさと市町村圏基金

当初出資額（１市10町）		市町合併後（３市）		出資割合
洲　本　市	185,940千円	洲　本　市	250,380千円	27.82%
五　色　町	64,440千円			
緑　　町	46,800千円	南あわじ市	313,740千円	34.86%
西　淡　町	76,950千円			
三　原　町	85,950千円			
南　淡　町	104,040千円			
津　名　町	87,570千円	淡　路　市	335,880千円	37.32%
東　浦　町	57,330千円			
淡　路　町	57,240千円			
北　淡　町	69,750千円			
一　宮　町	63,990千円			
合　　計	900,000千円	合　　計	900,000千円	100.00%

注１）　出資額は、当時の広域割（均等割：33%、人口割：67%）　による。

２）　各市町の出資額計９億円と県補助金１億円の合計10億円で基金を造成。

■ 基金（出資額）の権利放棄額及び権利放棄後の出資額

区　　分	権利放棄前の出資額 (A)	権利放棄額 (B)	権利放棄後の出資額 (C) ＝ (A) － (B)
洲　本　市	172,386,630円	10,063,023円	162,323,607円
南あわじ市	216,009,990円	12,609,524円	203,400,466円
淡　路　市	231,253,380円	13,499,353円	217,754,027円
合　　計	619,650,000円	36,171,900円	583,478,100円

注１）　出資額は、県補助金１億円を除く。

【参考】淡路ふるさと市町村圏基金権利放棄額

高速バスＩＣ化推進事業　　３９，２１７，５００円（Ｈ２８．３議会）

淡路食肉センター大規模改修　５８，５１２，５１０円（Ｈ２７．３議会）

議案第４９号

辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画の策定について（払川・油谷辺地）

払川・油谷辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり策定したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和３７年法律第８８号）第３条第１項の規定により、議会の議決を求める。

平成３０年２月２３日提出

南あわじ市長　守　本　憲　弘

別記第１号様式

総　合　整　備　計　画

兵庫県　南あわじ市　払川・油谷辺地
（辺地の人口　71 人　面積　2.8ｋ㎡）

１　辺地の概況

(1) 辺地を構成する市（町）又は字の名称　　南あわじ市灘払川、灘油谷
(2) 地域の中心の位置　　南あわじ市灘油谷 116 番地 1
(3) 辺地度点数　　115 点

２　公共的施設の整備を必要とする事情

払川･油谷辺地は市の南部に位置し､灘地域の中部で海岸沿いにある農村集落である。

【下水道施設】（統廃合整備事業）

当該辺地地区では、集落排水の水域環境、生活環境の改善が重要な課題となっていたため平成１１年度から平成１３年度にかけてコミュニティプラント整備事業にて排水施設を整備し、平成１３年７月より供用開始されたことにより、周辺の水域環境が大幅に改善されるとともに、接続率が９７％を達成するなど、快適な生活環境の創造に大きく貢献している。

しかしながら、供用開始から１６年を経過して、排水施設は経年使用により設備の老朽化が進行し、市内の他の施設と同様に維持管理費や多額の改築更新事業費が必要になっている。

この状況を踏まえ市下水道事業全体の効率的な観点から、将来にわたり事業を継続するために人口規模にあった処理施設へ再編する本計画を実施することにより、水域環境の保全と快適な生活環境を将来にわたり確保し、住民の生活文化水準の向上と地域の振興に寄与する。

３　公共的施設の整備計画

平成３０年度から　１年間

（単位　千円）

施設名	事業主体名	事　業　費	財　源　内　訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
下水道施設	南あわじ市	38,628	29,228	9,400	9,400
合　計		38,628	29,228	9,400	9,400

（別表第1）年次別計画表

市町名　南あわじ市　　辺地名　払川・油谷

（単位：千円）

事業名	事業内容	全体				平成30年度				年度			
		事業費	財源内訳		辺地対策事業債	事業費	財源内訳		辺地対策事業債	事業費	財源内訳		辺地対策事業債
			特定財源	一般財源			特定財源	一般財源			特定財源	一般財源	
統廃合整備事業	管路L＝400m、マンホールポンプ1基	38,628	29,228	9,400	9,400	38,628	29,228	9,400	9,400				
合　計		38,628	29,228	9,400	9,400	38,628	29,228	9,400	9,400				

（記載要領）

1　辺地ごとに作成すること。

2　事業名には、具体的名称（町道〇〇線等）をあげること。

3　事業内容については、計画期間内のものを記載すること。

4　本表の辺地対策事業債の算出にあたっては、100％充当とすること。

（別表第２）

辺地総合整備計画策定（変更）に係る理由書

市　町　名	南あわじ市	辺　地　名	払川・油谷

○辺地の概要

当該辺地地区は市の南部に位置し、灘地域の中部で海岸沿いにある農村集落で、世帯数 29 戸、人口 71 人、面積 2.8 ㎢の辺地である。

○下水道施設（統廃合整備事業）

①必要性

当該辺地地区は、集落排水の水域環境、生活環境の改善が重要な課題となっていたため平成１１年度から平成１３年度にかけてコミュニティプラント整備事業にて排水施設を整備し、平成１３年７月より供用開始されたことにより、周辺の水域環境が大幅に改善されるとともに、接続率が９７％を達成するなど、快適な生活環境の創造に大きく貢献している。

②緊急性

供用開始から１６年を経過して、排水施設は経年使用により設備の老朽化が進行し、市内の他の施設と同様に維持管理費や多額の改築更新事業費が必要になっている。

この状況を踏まえ市下水道事業全体の効率的な観点から、将来にわたり事業を継続するために人口規模にあった処理施設へ再編する本事業を早急に実施する必要がある。

③事業効果

水域環境の保全と快適な生活環境を将来にわたり確保し、住民の生活文化水準の向上と地域の振興に寄与する。

（記載要領）

まず、総論について記述し、その後各事業ごと（道路なら個別路線ごと）に、①必要性、②緊急性、③効果について詳述すること。

事業計画位置図

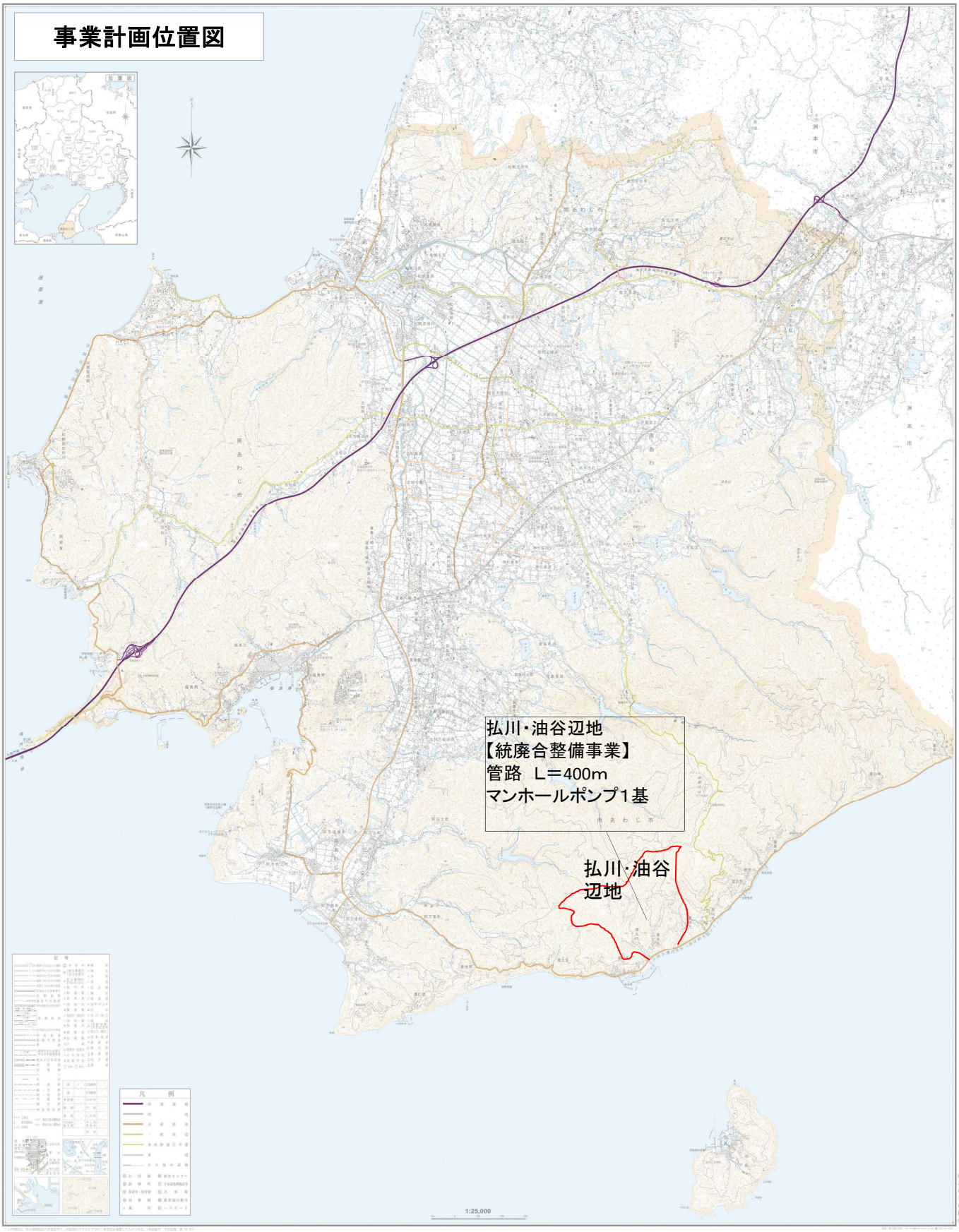
位置図
南あわじ市
洲本市
淡路島
1:25,000
凡例
記号
南あわじ市役所
払川・油谷辺地
【統廃合整備事業】
管路　L＝400m
マンホールポンプ1基
払川・油谷
辺地

議案第５０号

辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画の策定について（城方・山本辺地）

城方・山本辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり策定したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和３７年法律第８８号）第３条第１項の規定により、議会の議決を求める。

平成３０年２月２３日提出

南あわじ市長　守　本　憲　弘

別記第１号様式

総　合　整　備　計　画

兵庫県　南あわじ市　城方・山本辺地
（辺地の人口　77 人　面積　1.7ｋ㎡）

１　辺地の概況

(1) 辺地を構成する市（町）又は字の名称　　南あわじ市灘城方、灘山本
(2) 地域の中心の位置　　南あわじ市灘山本 402 番地 2
(3) 辺地度点数　　134 点

２　公共的施設の整備を必要とする事情

城方･山本辺地は市の南部に位置し､灘地域の中部で海岸沿いにある農村集落である。

【下水道施設】（統廃合整備事業）

当該辺地地区では、集落排水の水域環境、生活環境の改善が重要な課題となっていたため平成７年度から平成９年度にかけてコミュニティプラント整備事業にて排水施設を整備し、平成１０年４月より供用開始されたことにより、周辺の水域環境が大幅に改善されるとともに、接続率が１００％を達成するなど、快適な生活環境の創造に大きく貢献している。

しかしながら、供用開始から１９年を経過して、排水施設は経年使用により設備の老朽化が進行し、市内の他の施設と同様に維持管理費や多額の改築更新事業費が必要になっている。

この状況を踏まえ市下水道事業全体の効率的な観点から、将来にわたり事業を継続するために人口規模にあった処理施設へ再編する本計画を実施することにより、水域環境の保全と快適な生活環境を将来にわたり確保し、住民の生活文化水準の向上と地域の振興に寄与する。

３　公共的施設の整備計画

平成３０年度から　１年間

（単位　千円）

施設名	事業主体名	事　業　費	財　源　内　訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
下水道施設	南あわじ市	164,483	124,183	40,300	40,300
合　計		164,483	124,183	40,300	40,300

（別表第1）年次別計画表

市町名　南あわじ市　　辺地名　城方・山本

（単位：千円）

事業名	事業内容	全体				平成30年度				年度			
		事業費	財源内訳		辺地対策事業債	事業費	財源内訳		辺地対策事業債	事業費	財源内訳		辺地対策事業債
			特定財源	一般財源			特定財源	一般財源			特定財源	一般財源	
統廃合整備事業	管路L＝1,870m、マンホールポンプ3基	164,483	124,183	40,300	40,300	164,483	124,183	40,300	40,300				
合　計		164,483	124,183	40,300	40,300	164,483	124,183	40,300	40,300				

（記載要領）

1　辺地ごとに作成すること。

2　事業名には、具体的名称（町道〇〇線等）をあげること。

3　事業内容については、計画期間内のものを記載すること。

4　本表の辺地対策事業債の算出にあたっては、100％充当とすること。

（別表第２）

辺地総合整備計画策定（変更）に係る理由書

市　町　名	南あわじ市	辺　地　名	城方・山本

○辺地の概要

当該辺地地区は市の南部に位置し、灘地域の中部で海岸沿いにある農村集落で、世帯数 41 戸、人口 77 人、面積 1.7 ㎢の辺地である。

○下水道施設（統廃合整備事業）

①必要性

当該辺地地区は、集落排水の水域環境、生活環境の改善が重要な課題となっていたため平成７年度から平成９年度にかけてコミュニティプラント整備事業にて排水施設を整備し、平成１０年４月より供用開始されたことにより、周辺の水域環境が大幅に改善されるとともに、接続率が１００％を達成するなど、快適な生活環境の創造に大きく貢献している。

②緊急性

供用開始から１９年を経過して、排水施設は経年使用により設備の老朽化が進行し、市内の他の施設と同様に維持管理費や多額の改築更新事業費が必要になっている。

この状況を踏まえ市下水道事業全体の効率的な観点から、将来にわたり事業を継続するために人口規模にあった処理施設へ再編する本事業を早急に実施する必要がある。

③事業効果

水域環境の保全と快適な生活環境を将来にわたり確保し、住民の生活文化水準の向上と地域の振興に寄与する。

（記載要領）

まず、総論について記述し、その後各事業ごと（道路なら個別路線ごと）に、①必要性、②緊急性、③効果について詳述すること。

事業計画位置図

位置図
南あわじ市
洲本市
城方・山本辺地
【統廃合整備事業】
管路　L＝1，870m
マンホールポンプ3基
城方・山本
辺地
凡　例
1:25,000

議案第５１号

辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画の策定について（吉野・黒岩・惣川辺地）

吉野・黒岩・惣川辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり策定したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和３７年法律第８８号）第３条第１項の規定により、議会の議決を求める。

平成３０年２月２３日提出

南あわじ市長　守　本　憲　弘

別記第１号様式

総　合　整　備　計　画

兵庫県　南あわじ市　吉野・黒岩・惣川辺地
（辺地の人口　120 人　面積　6.0ｋ㎡）

１　辺地の概況

(1) 辺地を構成する市（町）又は字の名称　　南あわじ市灘吉野、灘黒岩、灘惣川
(2) 地域の中心の位置　　南あわじ市灘吉野 426 番地
(3) 辺地度点数　　139 点

２　公共的施設の整備を必要とする事情

吉野・黒岩・惣川辺地は市の南部に位置し、灘地域の中東部で海岸沿いにある漁村集落である。

【下水道施設】（統廃合整備事業）

当該辺地地区では、集落排水の水域環境、生活環境の改善が重要な課題となっていたため平成１３年度から平成１５年度にかけてコミュニティプラント整備事業にて排水施設を整備し、平成１６年４月より供用開始されたことにより、周辺の水域環境が大幅に改善されるとともに、接続率が９０％を達成するなど、快適な生活環境の創造に大きく貢献している。

しかしながら、供用開始から１３年を経過して、排水施設は経年使用により設備の老朽化が進行し、市内の他の施設と同様に維持管理費や多額の改築更新事業費が必要になっている。

この状況を踏まえ市下水道事業全体の効率的な観点から、将来にわたり事業を継続するために人口規模にあった処理施設へ再編する本計画を実施することにより、水域環境の保全と快適な生活環境を将来にわたり確保し、住民の生活文化水準の向上と地域の振興に寄与する。

３　公共的施設の整備計画

平成３０年度から　１年間

（単位　千円）

施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
下水道施設	南あわじ市	11,788	8,888	2,900	2,900
合計		11,788	8,888	2,900	2,900

（別表第1）年次別計画表

市町名　南あわじ市　　辺地名　吉野・黒岩・惣川

（単位：千円）

事業名	事業内容	全体				平成30年度				年度			
		事業費	財源内訳		辺地対策事業債	事業費	財源内訳		辺地対策事業債	事業費	財源内訳		辺地対策事業債
			特定財源	一般財源			特定財源	一般財源			特定財源	一般財源	
統廃合整備事業	管路L＝30m、マンホールポンプ1基	11,788	8,888	2,900	2,900	11,788	8,888	2,900	2,900				
合　計		11,788	8,888	2,900	2,900	11,788	8,888	2,900	2,900				

（記載要領）

1　辺地ごとに作成すること。

2　事業名には、具体的名称（町道〇〇線等）をあげること。

3　事業内容については、計画期間内のものを記載すること。

4　本表の辺地対策事業債の算出にあたっては、100％充当とすること。

（別表第２）

辺地総合整備計画策定（変更）に係る理由書

市　町　名	南あわじ市	辺　地　名	吉野・黒岩・惣川

○辺地の概要

当該辺地地区は市の南部に位置し、灘地域の中東部で海岸沿いにある漁村集落で、世帯数 59 戸、人口 120 人、面積 6.0 ㎢の辺地である。

○下水道施設（統廃合整備事業）

①必要性

当該辺地地区は、集落排水の水域環境、生活環境の改善が重要な課題となっていたため平成１３年度から平成１５年度にかけてコミュニティプラント整備事業にて排水施設を整備し、平成１６年４月より供用開始されたことにより、周辺の水域環境が大幅に改善されるとともに、接続率が９０％を達成するなど、快適な生活環境の創造に大きく貢献している。

②緊急性

供用開始から１３年を経過して、排水施設は経年使用により設備の老朽化が進行し、市内の他の施設と同様に維持管理費や多額の改築更新事業費が必要になっている。

この状況を踏まえ市下水道事業全体の効率的な観点から、将来にわたり事業を継続するために人口規模にあった処理施設へ再編する本事業を早急に実施する必要がある。

③事業効果

水域環境の保全と快適な生活環境を将来にわたり確保し、住民の生活文化水準の向上と地域の振興に寄与する。

（記載要領）

まず、総論について記述し、その後各事業ごと（道路なら個別路線ごと）に、①必要性、②緊急性、③効果について詳述すること。

事業計画位置図

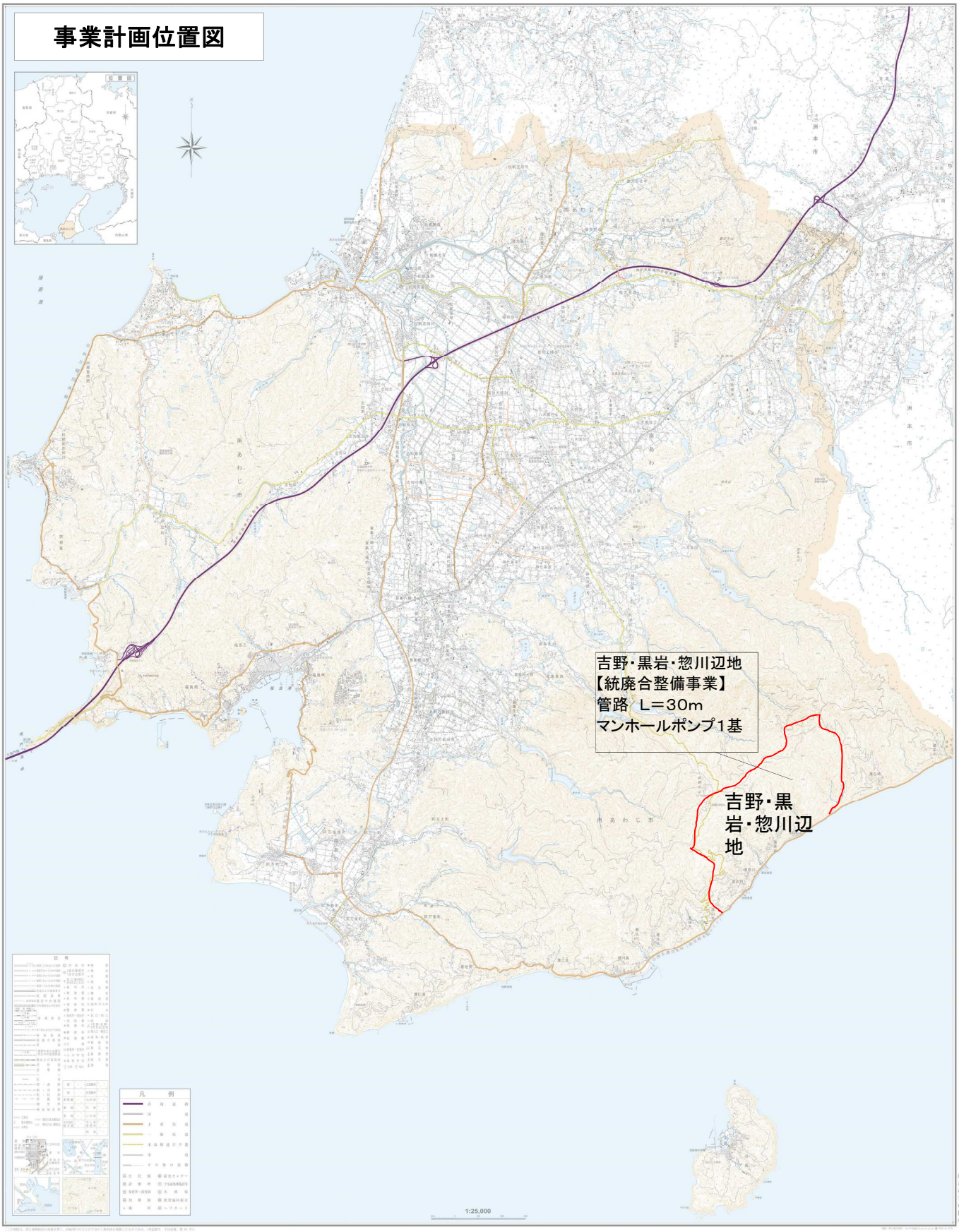

議案第５２号

辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画の策定について（白崎・来川辺地）

白崎・来川辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり策定したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和３７年法律第８８号）第３条第１項の規定により、議会の議決を求める。

平成３０年２月２３日提出

南あわじ市長　守　本　憲　弘

別記第１号様式

総　合　整　備　計　画

兵庫県　南あわじ市　白崎・来川辺地
（辺地の人口　65 人　面積　1.4ｋ㎡）

１　辺地の概況

(1) 辺地を構成する市（町）又は字の名称　南あわじ市灘白崎、灘来川
(2) 地域の中心の位置　南あわじ市灘白崎 232 番地
(3) 辺地度点数　186 点

２　公共的施設の整備を必要とする事情

白崎・来川辺地は市の南西部に位置し、灘地域の西部で山間部にある集落である。

【道路防災施設】（市単独道路橋梁維持事業）

当該辺地地区は、当集落へ通ずる唯一の市道である市道白崎本線を生活基幹道路として通行しているが、比較的多量の降雨時、また風水害時において山側より土砂が本道路に崩落し、通行止めなど車両通行に支障をきたしている。

特に災害時は、緊急輸送物資の搬入や、応急的な復旧に際し緊急車両等の通行確保が重要かつ不可欠であることから、早急に整備する必要がある。

道路防災施設（落石防護柵）を整備することにより、道路への崩土が抑止され、良好な通行が確保されるとともに、災害時における迅速かつ効率的な復旧作業も可能となり、地域住民に安心感を与え、地域の振興に大きく寄与することができる。

３　公共的施設の整備計画

平成３０年度から平成３３年度まで　４年間

（単位　千円）

施設名	事業主体名	事　業　費	財　源　内　訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
道路防災施設	南あわじ市	14,000	0	14,000	14,000
合　計		14,000	0	14,000	14,000

（別表第1）年次別計画表

事業名	事業内容	全体				平成30年度				平成31年度			
		事業費	財源内訳		辺地対策事業債	事業費	財源内訳		辺地対策事業債	事業費	財源内訳		辺地対策事業債
			特定財源	一般財源			特定財源	一般財源			特定財源	一般財源	
市単独道路橋梁維持事業	落石防護柵L＝120.0m	14,000		14,000	14,000	3,500		3,500	3,500	3,500		3,500	3,500
合　計		14,000		14,000	14,000	3,500		3,500	3,500	3,500		3,500	3,500

（記載要領）

1　辺地ごとに作成すること。

2　事業名には、具体的名称（町道〇〇線等）をあげること。

3　事業内容については、計画期間内のものを記載すること。

4　本表の辺地対策事業債の算出にあたっては、100％充当とすること。

市町名　南あわじ市　　辺地名　白崎・来川

（単位：千円）

平成32年度				平成33年度年度				年度			
事業費	財源内訳		辺地対策事業債	事業費	財源内訳		辺地対策事業債	事業費	財源内訳		辺地対策事業債
	特定財源	一般財源			特定財源	一般財源			特定財源	一般財源	
3,500		3,500	3,500	3,500		3,500	3,500				
3,500		3,500	3,500	3,500		3,500	3,500				

（別表第２）

辺地総合整備計画策定（変更）に係る理由書

市　町　名	南あわじ市	辺　地　名	白崎・来川

○辺地の概要

当該辺地地区は市の南西部に位置し、灘地域の西部で山間部にある集落で、世帯数 27 戸、人口 65 人、面積 1.4 ㎢の辺地である。

○道路防災（市単独道路橋梁維持事業）

①必要性

当該辺地地区は、当集落へ通ずる唯一の市道である市道白崎本線を生活基幹道路として通行しているが、比較的多量の降雨時、また風水害時において山側より土砂が本道路に崩落し、通行止めなど車両通行に支障をきたしている。

②緊急性

今回計画する路線については、白崎集落における基幹的道路であり、道路への崩土が発生することにより車両等通行に支障をきたし、生活基幹道路としての機能を低下させる。特に災害時は、緊急輸送物資の搬入や、応急的な復旧に際し緊急車両等の通行確保が重要かつ不可欠であることから、早急に整備する必要がある。

③事業効果

道路防災施設（落石防護柵）を整備することにより、道路への崩土が抑止され、良好な通行が確保されるとともに、災害時における迅速かつ効率的な復旧作業も可能となり、地域住民に安心感を与え、地域の振興に大きく寄与することができる。

（記載要領）

まず、総論について記述し、その後各事業ごと（道路なら個別路線ごと）に、①必要性、②緊急性、③効果について詳述すること。

事業計画位置図

議案第５３号

辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画の策定について（沼島辺地）

沼島辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり策定したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和３７年法律第８８号）第３条第１項の規定により、議会の議決を求める。

平成３０年２月２３日提出

南あわじ市長　守　本　憲　弘

別記第１号様式

総　合　整　備　計　画

兵庫県　南あわじ市沼島辺地
（辺地の人口　472 人　面積　2.7ｋ㎡）

１　辺地の概況

(1) 辺地を構成する市（町）又は字の名称　　南あわじ市沼島
(2) 地域の中心の位置　　南あわじ市沼島 2404 番地
(3) 辺地度点数　　110 点

２　公共的施設の整備を必要とする事情

沼島辺地は兵庫県の最南端で淡路島南方約４㎞の瀬戸内海（紀伊水道）に位置し、周囲は約 10 ㎞の離島で、観光資源や良好な漁場がある漁村集落である。

【消防施設】（防災基盤整備事業）

当該辺地地区では、過去の大震災を教訓に、自助・共助・公助の精神に基づく自主的な防災活動を行うため、「自分たちの地区は自分たちで守る」という防災の原点に立ち、災害による被害の軽減を図ることを目的とした自主防災活動を活発的に行っており、地元消防団と連携を取りながら、消防設備を使った防災訓練や消防活動を実施している。

しかしながら、現在使用している小型動力ポンプ用積載車は平成９年に購入したもので、近年その老朽化が著しく、水出し訓練や火災時の消火活動に支障をきたしており、今後の地域防災活動に大きく不安を抱えている状況にあり、早急に整備する必要がある。

【診療施設】（ヘリポート待機所設置事業）

当該辺地地区では、救急車が無いため、生命にかかわる傷病者を搬送する場合はドクターヘリを要請しているが、当地区のヘリポートには、傷病者が待機するところがないため、待機所を新たに設置することにより、傷病者の身体負担の軽減を図ることができる。

【下水道施設】（汚水処理施設共同整備事業）

当該辺地地区では、沿岸地域の水域環境、生活環境が重要な課題となっていたため、集落排水施設を整備し、平成８年４月より供用開始されたことにより、周辺の水域環境が大幅に改善されるとともに接続率が１００％を達成するなど、快適な生活環境に大きく貢献している。

しかしながら、供用開始から２１年を経過しているなか、汚水処理施設の監視システムが旧町毎に異なり、非常に非効率な監視体制となっている。

下水道事業の効率的な観点から、全てのマンホールポンプ場を一元的に監視する装置を整備することにより、水域環境の保全と快適な生活環境を将来にわたり確保し、住民の生活文化水準の向上と地域の振興に寄与する。

３　公共的施設の整備計画

平成３０年度から　１年間

（単位　千円）

施設名	事業主体名	事　業　費	財　源　内　訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
消防施設	南あわじ市	3,900	0	3,900	3,900
診療施設	南あわじ市	300	0	300	300
下水道施設	南あわじ市	11,200	5,600	5,600	5,600
合　計		15,400	5,600	9,800	9,800

（別表第1）年次別計画表

市町名　南あわじ市　　辺地名　沼島

（単位：千円）

事業名	事業内容	全体				平成30年度				年度			
		事業費	財源内訳		辺地対策事業債	事業費	財源内訳		辺地対策事業債	事業費	財源内訳		辺地対策事業債
			特定財源	一般財源			特定財源	一般財源			特定財源	一般財源	
防災基盤整備事業	小型動力ポンプ用積載車	3,900		3,900	3,900	3,900		3,900	3,900				
ヘリポート待機所設置事業	ヘリポート待機所	300		300	300	300		300	300				
汚水処理施設共同整備事業	マンホールポンプ監視装置	11,200	5,600	5,600	5,600	11,200	5,600	5,600	5,600				
合　計		15,400	5,600	9,800	9,800	15,400	5,600	9,800	9,800				

（記載要領）

1　辺地ごとに作成すること。

2　事業名には、具体的名称（町道〇〇線等）をあげること。

3　事業内容については、計画期間内のものを記載すること。

4　本表の辺地対策事業債の算出にあたっては、100％充当とすること。

（別表第２）

辺地総合整備計画策定（変更）に係る理由書

市　町　名	南あわじ市	辺　地　名	沼島辺地

○辺地の概要

当該辺地地区は兵庫県の最南端で淡路島南方約４㎞の瀬戸内海（紀伊水道）に位置し、周囲は約 10 ㎞の離島で、世帯数 222 戸、人口 472 人、面積 2.7 ㎢の辺地である。

○消防施設（防災基盤整備事業）

①必要性

当該辺地地区は、過去の大震災を教訓に、自助・共助・公助の精神に基づく自主的な防災活動を行うため、「自分たちの地区は自分たちで守る」という防災の原点に立ち、災害による被害の軽減を図ることを目的とした自主防災活動を活発的に行っており、地元消防団と連携を取りながら、消防設備を使った防災訓練や消防活動を実施している。

②緊急性

現在使用している小型動力ポンプ用積載車は平成９年に購入したもので、近年その老朽化が著しく、水出し訓練や火災時の消火活動に支障をきたしており、今後の地域防災活動に大きく不安を抱えている状況にあり、早急に整備する必要がある。

③事業効果

小型動力ポンプ用積載車を整備することにより、消防団を含めた地域防災体制をより一層強化させるとともに、地域住民に安心感を与え、地域全体の高揚にも貢献し、地域の振興に大きく寄与することができる。

○診療施設（ヘリポート待機所設置事業）

①必要性

当該辺地地区には救急車も無く、淡路島への航路も定期船しかない現状であり、急を要する生命にかかわる傷病者を搬送する場合はドクターヘリを要請している。

②緊急性

ヘリポートには傷病者が待機するところがないため、早急に待機所を整備する必要がある。

③事業効果

ヘリポート待機所を整備することにより、傷病者の身体負担の軽減を図ることができる。

○下水道施設（汚水処理施設共同整備事業）

①必要性

沿岸地域の水域環境、生活環境が重要な課題となっていたため、集落排水設備を整備し、周辺の水域環境が大幅に改善され、快適な生活環境に大きく貢献している。

②緊急性

現在の設備は、供用開始から２１年を経過しているなか、汚水処理施設の監視システムが旧町毎に異なり、非常に非効率な監視体制となっている。下水道事業の効率的な観点から全てのマンホールポンプ場を一元的に監視する装置を早急に整備する必要がある。

③事業効果

マンホールポンプ監視装置を整備することにより、水域環境の保全と快適な生活環境を将来にわたり確保し、住民の生活文化水準の向上と地域の振興に寄与する。

（記載要領）

まず、総論について記述し、その後各事業ごと（道路なら個別路線ごと）に、①必要性、②緊急性、③効果について詳述すること。

事業計画位置図

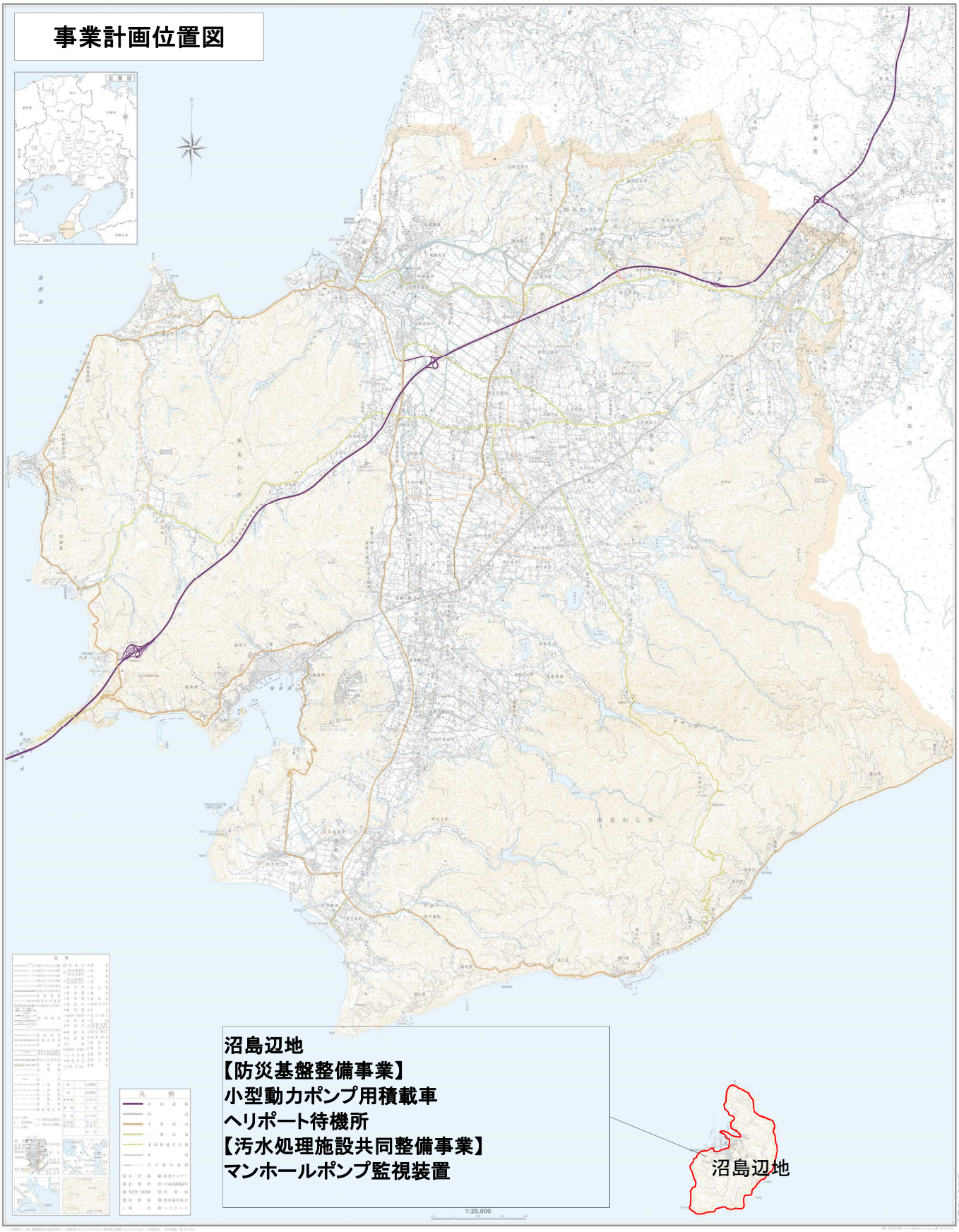

沼島辺地
【防災基盤整備事業】
小型動力ポンプ用積載車
ヘリポート待機所
【汚水処理施設共同整備事業】
マンホールポンプ監視装置